

学校法人会計基準改正の動き

今回は、文部科学省において開催された「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」終了後に公表された「報告書(素案)」の内容を中心に解説した前回の続きです。

2. 学校法人会計基準の改正内容

(3) 基本金

基本金制度は、学校法人の健全性が維持されているかどうかを判断するための有効な仕組みであるため、現行の基本金制度そのものは今後も維持されることとなります。但し、各基本金に対応する資産や収入を明確にするため、以下の見直しが行われました。

- ①第2号基本金に対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」の名称で資産計上し、それ以外の具体的な計画がなく理事会での決議がされていない特定資産については「施設設備引当特定資産」の名称で資産計上する。
- ②第3号基本金の対象となる基金と運用収入の関係を明確にするという観点から、「奨学基金運用収入」の名称を「第3号基本金運用収入」に変更する。
- ③第4号基本金に相当する支払資金を保有しておくべきという観点から、第4号基本金に対応する資産を「第4号基本金引当特定資産」の名称で資産計上する。但し必ずしも期中を通じて保有し続ける必要はなく、期末時点で対応する資産があればよいが、ない場合は法人の継続性に関する重要な情報として、その旨と対応策を計算書類に注記する必要がある点に留意する。

(4) 貸借対照表

- ①固定資産の中科目として新たに「特定資産」が設けられました。また、新たに「第2号基本金引当特定資産」及び「第4号基本金引当特定資産」の科目が新設されます(2. (3)①及び③参照)。
- ②「消費支出準備金」が廃止されます(2. (2)④参照)。
- ③他の会計基準の項目名称と統一し、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」として表示されます。

(5) その他の論点

- ①「減損会計」、「連結会計」、「退職給付会計」、「金融商品会計」及び「継続法人の前提」は、学校法人の特性上から完全導入しないこととなりました。
- ②但し、例えば災害等により毀損して使用不能となった固定資産で廃棄していないものについて、従来は明確な処理基準はありませんでしたが、いわゆる有姿除却の考えを導入し帳簿上からも除却できるようになります。一方、いわゆる遊休資産については、基本金取崩の対象にはなりますが「減損会計」を導入しない学校法人会計では遊休資産の取得価額は維持されることとなります。
- ③「退職給付会計」については、退職一時金について平成23年度より退職給与引当金を期末要支給額の100%に統一することで十分担保できるとしています。但し、独自の年金制度を持つ法人については、今後も統一的な取り扱いについて検討が必要としています。
- ④「金融商品会計」については、学校法人の保有する金融資産の多様化に対応し、資産の状況を的確に把握するために、取得原価主義を維持しつつも、金融商品の時価情報の注記を「商品別・保有目的別」に開示し、さらに充実させることとしています。

学校法人委員会
研究報告第10号
の改正について

学校法人委員会研究報告第10号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人監査に適用する場合の留意点」の改正について

平成23年12月22日に監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」が新起草方針のもと公表されました。これを機に同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、学校法人委員会研究報告第10号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人監査に適用する場合の留意点」について所要の見直しが行われました。

全ての私立学校が外部監査の対象ではないですが、外部監査(公認会計士、監査法人による監査)の考え方を理解しておくことも学校法人に有益であると考えます。外部監査は学校法人の内部統制の状況を前提としたリスクアプローチに基づく監査が実施され、内部統制の問題点の把握の際に有用な情報となりうるからです。記載されている内容は以下の通りです。

1. 学校法人におけるガバナンスと不正
2. 学校法人における不正リスク要因
3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価
4. 学校法人における不正のリスクの例示

学校法人の内部統制を構築ないしは現在の内部統制の見直しの際の参考になると考えられるため、その解説を行います。

1. 学校法人におけるガバナンスと不正

私立学校の設置主体として公共的な性格を有するとともに、自主的・自立的な管理運営が求められ、機関としては理事会、理事長、理事、監事及び評議員会が置かれています。外部の監査人は、学校法人のガバナンスの特徴を十分理解してこれらの不正に対応しなければならないとされています。

さらに、学校法人のガバナンスが果たされずに、内部統制が有効に機能しない例示が記載されています。理事会、評議員会の開催頻度がガバナンス機能を果たしえないほどに少ないケース、審議が形骸化しているケース、内部監査部門が設置されていないケース等が挙げられています。

また、ガバナンス機能が十分に果たされない環境下で、かつ管理運営機能も十分でない場合には、以下のような不正が起こりうる可能性を示唆しています。

①不正な財務報告

- ・財政状態・経営成績の悪化は、志願者の募集の際並びに、資金調達を行う際のマイナス要因となりうるため、実際よりもよりよく見せたいというインセンティブが働くと記載されています。
- ・財政状態・経営成績の悪化は補助金の算定根拠を改竄することにより補助金の不正受給につながるおそれがあります。

②資産の流用

- ・研究者が自己の研究目的を達成するため、あるいは、教職員が自己の利益のために資金を流用するおそれがあると記載されています。
- ・内部統制を無視しうる立場のものが、法人財産を個人のために流用するおそれがあると記載されています。最後に、ガバナンスと外部監査人との関係については以下のように記載されています。

監査基準には、「監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、……を評価しなければならない。」(第三 実施基準 三 監査の実施 6)と定めており、不正あるいは不正の兆候を識別した場合には、理事者や監事に報告する必要があります。

以上のように、外部監査人の監査の指針であると同時に学校法人の内部者が、内部統制を見直す際にも重要な指針となりうるため、ご参照ください。

次回で同報告書の続きの解説を行います。

**学校法人における
復興特別所得税(源泉徴
収関係)**

①施行期間 ②源泉徴収義務者 ③源泉徴収の対象 ④納付方法
⑤復興特別所得税額の算出方法 ⑥端数計算 ⑦源泉徴収税額 ⑧
年末調整 ⑨グロスアップ計算 ⑩未払給与の支払の場合 ⑪給与の
翌月支払の場合

①平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて源泉徴収しなければなりません(復興財源確保法第28条)。

復興特別法人税(期間3年)と異なり、期間が25年ですので、注意が必要です。

②復興特別所得税は、所得税の源泉徴収義務者が所得税と併せて源泉徴収することになりますので、所得税の源泉徴収義務者が復興特別所得税の源泉徴収義務者になります。

③所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税を源泉徴収することとされている支払については、復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。具体的には、所得税を徴収して納付する際に併せて復興特別所得税を源泉徴収することとされています(復興財源確保法第28条第1項)。

④源泉徴収した所得税と復興特別所得税は、その合計額を1枚の所得税徴収高計算書(納付書)により納付します。

⑤復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

支払金額等×合計税率(%)※＝源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

※合計税率(%)＝所得税率(%)×102.1%

⑥所得税及び復興特別所得税の額の端数計算は、所得税及び復興特別所得税の合計額により行うこととされています。

したがって、合計税率を乗じて算出した金額について1円未満の端数を切り捨てた金額を徴収します。

(例)講演料として222,222円を支払う場合(所得税率10%)

$$222,222円 \times 10.21\% = 22,688.8662 \Rightarrow 22,688円$$

(合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

⑦平成25年1月1日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は、「源泉徴収税額表」に当てはめて算出することになります。

なお、平成25年1月1日以降に復興特別所得税を併せて源泉徴収する際に使用する「源泉徴収税額表」は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されますので、注意が必要です。

⑧年末調整は、所得税及び復興特別所得税の合計額により行います。

なお、年調年税額(年末調整による年税額(復興特別所得税を含む。))は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に102.1%を乗じた金額(100円未満切捨て)となります。

⑨(例)講演料として100,000円を支払いましたが、この100,000円が税引手取額の場合の納付すべき所得税及び復興特別所得税の額の算出方法(グロスアップ計算)。

(支払金額) (1円未満切捨て)

$$100,000円 \div (100-10.21)\% = 111,370.976\cdots \Rightarrow 111,370円$$

(税引手取額) (合計税率) (算出税額) (支払金額)

(所得税及び復興特別所得税の合計額)

$$111,370円 \times 10.21\% = 11,370.877 \Rightarrow 11,370円$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (納付すべき税額)

⑩平成24年10月分の未払給与を平成25年1月に支払う場合は、当該給与は平成24年10月に支払が確定している所得ですから平成24年分の所得となります。したがって、実際の支払が平成25年1月1日以後になったとしても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

⑪毎年、12月分の給与について翌年1月4日に支払うこととしている場合は、平成25年1月4日が収入すべき時期となり、平成25年分の所得になりますので、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

学校法人の経営分析

～第6回 非会計事象に関する経営診断①～

本章では、学校法人の経営分析について解説します。第6回目は、非会計事象に関する経営診断について解説します。

これまで、学校法人が破綻する主な原因と、それにより表れる数値上の現象を見てきました。しかし、学校法人には固有の特徴・事情があり、より正確に学校法人の実態を把握するためには会計上の数値によるだけでは十分ではありません。そこで、今回から、計算書類に直接現れてこない「非会計事象」の例を記載します。なお、これらはあくまでも学校法人経営を検討する上での視点の例示であり、一律な正解があるものではない点にご留意下さい。

1. 非会計事象に関する経営診断

項 目

(1)誠実性と倫理観

1. 理事長の誠実性、倫理観に問題はないか。

(2)適切な人材確保

1. 適切な能力を持つ教職員を採用する努力をしているか。

(3)理事会、監事の理事に対する監視機能

1. 理事・監事は、適切な経験・能力を有する者が選任されているか。

2. 理事会・監事の権限及び責任は寄附行為に明示されているか。

3. 理事会は寄附行為に従い実際に開催されているか。

4. 経営に関する重要な事項は理事会で審議されているか。

5. 理事会・監事の理事長に対する監視機能は有効か。

6. 理事会の議事録は適切に作成されているか。

(4)経営理念と基本的経営方針

1. 理事長が経営姿勢を問われるような行動を取っていないか。

2. 顧問弁護士、会計監査人、主力銀行がたびたび変更されていないか。

3. 理事長が高い利得のために高いリスクを負うことが多くないか。

4. 学校内部および外部からの学校経営の姿勢に対する評判、風評は悪くないか。

5. 学校内部および外部からの学校の伝統、校風に対する評価は悪くないか。

6. 入学者の内訳はどうなっているか(一般入試、推薦入試、附属校からの入学など)。

7. 入学者の増減の理由として問題になるものはないか。

8. 入学偏差値の動向はどうなっているか。

9. 大学への推薦枠をどれくらいもっているか。

10. 生徒確保のための方策、生徒募集活動は適切か。

11. 広報、広告に要した経費の額は適切か。

12. 渉外費の額は適切か。

13. 卒業生の進路はどのような傾向にあるか。

14. 中学高校一貫教育か。

15. 男子校、女子校または共学か。

16. 他校に対する特色といえるものがあるか。

17. カリキュラムの改正が頻繁に行われているか。

18. 納付金の金額設定は適正か。またはどのように決定されているか。

19. 立地条件は良好か。

20. 施設設備が老朽化していないか。

21. 実効性のある安全面の配慮をしているか。

22. ロイヤリティ(学生生徒、卒業生の愛校心)の度合はどれほどか。

23. 環境対策に力を入れているか。

24. 近隣との関係は良好か。

25. 外部の業者の選定の仕方はどうなっているか。

26. 資金運用の対象はどうなっているか。

※次回は引き続き【第2部 非会計事象に関する分析】について解説します。